

小山工業高等専門学校発明委員会規程

制 定 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、教育研究の成果を迅速に権利化し、その果実を最大限に活用するために、小山工業高等専門学校発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を迅速に審議する。

- 一 届け出のあった発明の権利の帰属に関すること
- 二 取得した特許等の活用に関すること
- 三 発明の活性化に関すること
- 四 技術移転に関すること
- 五 発明、特許等の紛争に関すること
- 六 その他発明に関し必要となる事項

(組織)

第3条 委員会に、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域連携共同開発センター長
- 二 教育研究技術支援部長
- 三 各学科及び一般科から各1名
- 四 総務課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 前項第3号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、地域連携共同開発センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、審議する上で必要がある場合、委員の同意を得て、委員以外の者を指名し意見を聴取等することができる。ただし、本校以外の者の意見を聴取等する場合には、事前に校長の同意を得ておかなければならない。

(守秘義務)

第5条 委員会委員及び当該事務に携わる者は、発明等の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校発明専門委員会細則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。